

## 加盟団体規則 新旧対照表

現 行	改 定	備 考
加盟団体規則	<p>加盟団体規則</p> <p style="text-align: center;"><u>第7節 本協会による監督</u></p> <p><u>(指導助言)</u></p> <p><u>第19条 本協会は、必要があると認める場合は、加盟団体に対し、組織運営等について必要な指導及び助言をすることができる。</u></p> <p><u>(調査)</u></p> <p><u>第20条 本協会は、加盟団体の適正な組織運営を確保するために必要があると認める場合は、加盟団体に対し、その組織運営及び事業活動の状況に関し説明を求め、又は加盟団体の事務所を訪問し、その組織運営及び事業活動の状況を調査し、帳簿、書類その他の資料を閲覧、謄写し、若しくは関係者に質問することができる。</u></p> <p><u>(処分)</u></p> <p><u>第21条 本協会は、加盟団体が以下のいずれかに該当した場合、当該加盟団体に対して次項に定める処分を行うことができる。</u></p> <p style="margin-left: 2em;"><u>(1) 加盟団体の組織運営等に関して、本協会が定める各種規則等（倫理規範、倫理・コンプライアンス方針を含む。）に違反したとき</u></p> <p style="margin-left: 2em;"><u>(2) 加盟団体の組織運営等に適正を欠いたとき</u></p> <p style="margin-left: 2em;"><u>(3) 第19条及び第20条に定める指導、助言及び調査等に正当な理由なく協力しなかったとき</u></p> <p><u>2 本協会が加盟団体に対して行うことができる処分は以下の通りとする。なお、処分は併科することができる。</u></p> <p><u>(1) 勧告</u></p>	<p>指導助言について規定</p> <p>調査について規定</p> <p>処分について規定</p>

是正及び改善並びに改善計画書等の提出を求める

(2) 補助金その他の経済的給付の支給停止又は減額

本協会から支給される補助金その他の経済的給付の全部又は一部を停止又は減額する

(3) 資格停止

一定期間、本協会の加盟団体としての各種権限等の全部又は一部を停止する

(処分手続き)

第22条 加盟団体が前条第1項各号のいずれかに該当したと判断しうる場合、本協会の専務理事は、当該事案に係る調査を担当する職員（以下「調査担当職員」という。）を指名する。

2 調査担当職員は、専務理事の指示に基づき、必要に応じて外部の専門家らと協働し、該当する加盟団体についての調査（当該加盟団体の役職員又は事案に関係する他の関係者への事情聴取その他の方法による証拠収集等を含むがこれに限らない。）を行うものとする。

3 加盟団体は、調査担当職員から事情聴取への協力又は書類の提出等を求められた場合、その要請に応じなければならない。

4 調査担当職員は、第2項に定める調査の過程において、加盟団体の代表者又はその指定する者に弁明の機会を設けるものとする。但し、当該機会を設けないことについて当該加盟団体の同意がある場合、又は当該加盟団体の代表者若しくはその指定する者が当該機会を拒否若しくは無断欠席した場合はこの限りではない。

5 調査担当職員は、処分の対象となるべき事実の有無及び経緯、違法性及び責任の有無及び程度、結果の重大性並びに外部専門家の意見その他の諸般の事情を考慮して、処分案を作成する。

(処分の決定)

第23条 調査担当職員は、前条に基づく調査の結果及び処分案を

処分手続きについて規定

処分の決定に



(改正)

第19条 本規則の改正は、理事会の決議を経て、これを行う。

(施行)

第20条 本規則は、2017年4月13日から施行する。

(改正)

2019年9月12日

2021年1月21日

(改正)

第26条 本規則の改正は、理事会の決議を経て、これを行う。

(施行)

第27条 本規則は、2017年4月13日から施行する。

(改正)

2019年9月12日

2021年1月21日

2021年4月8日